

## 議案第 1 1 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることに伴い、関係条例に係る所要の改正を行うため。

### 改 正 要 綱

- 1 地方公務員法に位置付けられる会計年度任用職員に関連する事項の追加
- 2 会計年度任用職員制度の運用に伴い、廃止となる非常勤特別職に関連する文言の削除及び修正

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例

(石岡市職員定数条例の一部改正)

第1条 石岡市職員定数条例（平成17年石岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「並びに6箇月以内の期間を定めて雇用される者」を「及び臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

(石岡市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 石岡市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年石岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(石岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 石岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年石岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「（平成17年石岡市条例第55号）」の次に「及び石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）」を加える。

(石岡市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 石岡市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年石岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、石岡市会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）第18条に規定する報酬の額）」を加える。

（石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め，同条中「非常勤職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 石岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年石岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）以外の会計年度任用職員

ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

(ア) 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては，2歳に達する日）までに，その任期（任期が更新される場合にあっては，更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日）において育児休業をしてい

る会計年度任用職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が産前の休暇又は産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する会計年度任用職員が

前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期

の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

ア 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である  
会計年度任用職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める  
会計年度任用職員

第18条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第19条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額

（石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条，第5条関係）

職名		支給区分	報酬額（円）	旅費の額 （相当する職）
教育委員会の委員		月額	51,000	副市長
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	9,700	副市長
	委員		8,900	
選挙長		日額	10,600	副市長
		ただし，選挙会事務にあつては1回につき 10,600		
投票所の投票管理者		日額	12,600	副市長
期日前投票所の投票管理者		日額	11,100	副市長
開票管理者		1回の開票管理につき 10,600		副市長
投票所の投票立会人		日額	10,700	副市長
		ただし，投票立会従事時間7時間未満のものにあつては 5,300		
期日前投票所の投票立会人		日額	9,500	副市長
		ただし，投票立会従事時間7時間未満のものにあつては 4,700		
開票立会人		1回の開票立会につき 8,800		副市長
選挙立会人		1回の選挙会立会につき 8,800		副市長

監査委員	識見を有する者の 中から選任された 委員	月額	64,000	副市長
	議会の議員の中か ら選任された委員	月額	48,500	副市長
公平委員会の委員	委員長	日額	9,700	副市長
	委員		8,900	副市長
農業委員会の委員	会長	基本給	月額 48,000	副市長
		能率給	予算の範囲内で 市長が定める額	
	会長代理	基本給	月額 47,500	副市長
		能率給	予算の範囲内で 市長が定める額	
	委員	基本給	月額 47,000	副市長
		能率給	予算の範囲内で 市長が定める額	
農地利用最適化推進委員		基本給	月額 39,000	副市長
		能率給	予算の範囲内で 市長が定める額	
固定資産評価審査委員会の委員		日額	7,900	副市長
政治倫理審査会の 委員	専門的知識を有す る者	日額	30,000	副市長
	市民のうち地方自 治法第18条に定め る選挙権を有する 委員	日額	5,000	副市長
特別職報酬等審議会委員		日額	5,000	副市長
総合計画審議会委員		日額	5,000	副市長
行財政改革推進委員会委員		日額	5,000	副市長

男女共同参画審議会委員		日額	5,000	副市長
公共施設等総合管理計画委員会委員		日額	5,000	副市長
情報公開審査会委員		日額	5,000	副市長
個人情報保護審査会委員		日額	5,000	副市長
防災会議委員		日額	5,000	副市長
国民保護協議会委員		日額	5,000	副市長
住居表示審議会委員		日額	5,000	副市長
町界町名整理審議会委員		日額	5,000	副市長
市民会館運営委員会委員		日額	5,000	副市長
国民健康保険運営協議会 委員	会長	日額	7,200	副市長
	副会長	日額	6,300	副市長
	委員	日額	5,800	副市長
協働のまちづくり推進委員会委員		日額	5,000	副市長
環境審議会委員		日額	5,000	副市長
廃棄物減量等推進審議会委員		日額	5,000	副市長
青少年問題協議会委員		日額	5,000	副市長
民生委員推薦会委員		日額	5,000	副市長
嘱託医	福祉事務所嘱託医	月額	60,800	副市長
	福祉事務所精神科嘱託医	月額	14,000	副市長
	保育所嘱託医・保育所歯科医	年額	1施設 70,000 児童割 1人 200	副市長
	児童扶養手当障害判定医	日額	14,000	副市長
子ども・子育て会議委員		日額	5,000	副市長
老人ホーム入所判定 委員会委員	医師	日額	14,000	副市長
	老人福祉施設 長	日額	5,000	副市長
	その他委員	日額	5,000	副市長
健康づくり推進協議会委員		日額	5,000	副市長
予防接種健康被害調査委員		日額	5,000	副市長

介護認定審査委員会委員	日額	14,000	副市長
介護保険運営協議会委員	日額	6,000	副市長
障害者給付審査会委員	日額	14,000	副市長
農村資料館協議会委員	日額	5,000	副市長
農業振興地域整備促進協議会委員	日額	5,000	副市長
鳥獣被害対策実施隊員	日額	4,000	7級
農政協力員	年額	1世帯 350	3級
都市計画審議会委員	日額	5,000	副市長
景観調査委員会委員	日額	5,000	副市長
公共交通政策会議委員	日額	5,000	副市長
水道事業運営審議会委員	日額	5,000	副市長
下水道事業審議会委員	日額	5,000	副市長
校医・学校歯科医	年額	基本額 100,000 児童生徒割 1人 200	副市長
学校薬剤師	年額	70,000以内	副市長
学校評議員	年額	5,000	副市長
産業医	日額	25,000	副市長
公民館運営審議会委員	日額	5,000	副市長
ふるさと歴史館協議会委員	日額	5,000	副市長
スポーツ推進委員	年額	25,000	副市長
社会教育委員	日額	5,000	副市長
図書館協議会委員	日額	5,000	副市長
文化財保護審議会委員	日額	5,000	副市長
スポーツ推進審議会委員	日額	5,000	副市長
教育支援委員会委員及び調査員	日額	5,000	副市長
学校給食センター運営審議会委員	日額	5,000	副市長
学区審議会委員	日額	5,000	副市長
小中学校統合計画審議会委員	日額	5,000	副市長

統計調査員	調査実施の都度定める。		7級
上記以外の者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員	月額	388,000以内	3級
	日額	9,700以内	

（石岡市職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第23条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（石岡市立ふるさと歴史館条例の一部改正）

第9条 石岡市立ふるさと歴史館条例（平成17年石岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項後段を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

（石岡市農村資料館条例の一部改正）

第10条 石岡市農村資料館条例（平成17年石岡市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項後段を削る。

（石岡市水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例の一部改正）

第11条 石岡市水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例（平成17年石岡市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「占める職員」の次に「並びに同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者」を加え、同条第2項中「（平成17年石岡市規則第53号）」の次に「、石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）」を加える。

(石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(石岡市区長及び協力員条例の一部改正)

第13条 石岡市区長及び協力員条例（平成19年石岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(報償)

第6条 区長等に支給する報償費の額は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。